（港湾情報化推進官）

第五十五条の八　関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の港湾空港部に、港湾情報化推進官一人を置く。

２　港湾情報化推進官は、命を受けて、港湾空港部の所掌事務に関する港湾等の整備、利用、保全及び管理に関する情報化に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

（港湾高度利用調整官）

第五十五条の九　港湾空港部に、港湾高度利用調整官一人を置く。

２　港湾高度利用調整官は、命を受けて、港湾空港部の所掌事務に関する港湾及び港湾に係る海岸の利用に関する事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを整理する（関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、港湾情報化推進官の所掌に属するものを除き、九州地方整備局にあっては、港湾情報化推進官及び広域港湾管理官の所掌に属するものを除く。）。

第五十五条の十～第五十五条の十五　（略）

（都市・住宅整備課の所掌事務）

第八十四条　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　国が設置する都市公園等に関する工事の全体計画及び国が設置する都市公園等の管理並びに皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑の整備に関すること。

十一～二十五　（略）

（道路部に置く課）

第九十五条　道路部に、次に掲げる課を置く。

路政課

道路計画課（北陸地方整備局、中部地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局に限る。）

道路計画第一課（東北地方整備局、関東地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

道路計画第二課（東北地方整備局、関東地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

地域道路課

計画調整課（関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

道路工事課

道路管理課

交通対策課

（道路管理課の所掌事務）

第百三条　道路管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（削る）

二～五　（略）

六　直轄国道等の整備及び保全（除雪を含む。）以外の管理に係る事務のうち、技術的審査に関すること（交通対策課の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

（港湾高度利用調整官）

第五十五条の八　港湾空港部に、港湾高度利用調整官一人を置く。

２　港湾高度利用調整官は、命を受けて、港湾空港部の所掌事務に関する港湾及び港湾に係る海岸の利用に関する事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを整理する（九州地方整備局にあっては、広域港湾管理官の所掌に属するものを除く。）。

第五十五条の九～第五十五条の十四　（略）

（都市・住宅整備課の所掌事務）

第八十四条　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　国が設置する都市公園その他の公共空地に関する工事の全体計画、国が設置する都市公園の管理並びに皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑の整備に関すること。

十一～二十五　（略）

（道路部に置く課）

第九十五条　道路部に、次に掲げる課を置く。

路政課

道路計画課（北陸地方整備局、中部地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局に限る。）

道路計画第一課（東北地方整備局、関東地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

道路計画第二課（東北地方整備局、関東地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

地域道路課

計画調整課（関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

道路工事課

道路管理課

交通対策課（四国地方整備局を除く。）

（道路管理課の所掌事務）

第百三条　道路管理課は、次に掲げる事務（東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にあっては、第二号に規定するもの及び第七号に規定するもののうち通行の規制に係るものに関するものを除く。）をつかさどる。

一　（略）

二　直轄国道等に係る交通安全対策に関すること。

三～六　（略）

七　直轄国道等の整備及び保全（除雪を含む。）以外の管理に係る事務のうち、技術的審査に関すること。